

生駒市資源物等収集運搬及び中間処理業務仕様書

(業務の目的)

- 1 この仕様書は、生駒市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市が発注する、生駒市資源物等収集運搬及び中間処理業務（以下「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

- 2 本業務の対象は次のとおりとする。
 - (1) 家庭系資源ごみの収集運搬業務
 - (2) 本市が指定する資料8-1、資料8-2に示した公共施設等から排出される事業系資源ごみの収集運搬業務
 - (3) 家庭系資源ごみ及び事業系資源ごみの中間処理業務

(受託者の責務)

- 3 受託者は、本業務の実施にあたっては本仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

(契約期間)

- 4 契約期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

(業務期間)

- 5 業務期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(資源物等収集運搬業務)

- 6 本市のごみ収集についてはステーション方式を採用しており、資源物等収集運搬業務については、市内全域を対象に、本市が指定する収集日、収集時間帯、収集地区、集積場所等において収集運搬を行うこと。本市の指定する事項は次のとおりとする。

(1) 収集対象とする資源ごみ

- ① 家庭から排出される、資料1に示した物
- ② 本市が指定する資料8-1、資料8-2に示した公共施設等から排出される資料1に示した物

(2) 集積場所

- ① 本市が指定する集積場所は、約1,900箇所（令和4年6月末現在。環境保全課で閲覧可能。）
- ② 集積場所に変更（増設を含む）が生じたときは、受託者は本市の指示に従うこと。この場合、業務委託料の変更は行わない。
- ③ 生駒市清掃センター（生駒市俵口町2116-91。以下「清掃センター」という。）及び生駒市清掃リレーセンター（生駒市東生駒1-583。以下「リレーセンター」という。）に保管されている資源物についても都度収集する。

(3) 収集地区及び収集日

- ① 収集地区は、資料2のとおり市内全域とする。
- ② 収集日、休務日は、資料1及び資料3のとおりとする。
- ③ 収集運搬業務の効率化のため、資料2のとおり市域を12地区に区分し、地区別の収集運搬は資料3のとおりとする。

(4) 収集時間帯

- ① 収集は、原則として午前7時から開始し、午後1時に収集を終えること。ただし、天候その他により、やむを得ず午前中に収集を終えることができない場合はその限りでない。
- ② 収集時間とルート、収集場所は令和3年度を基準とする（環境保全課で閲覧可能）。

(5) 搬入場所

収集した資源物は、受託者が確保した作業場に搬入する。なお、搬入量については計量器で計測して把握するとともに計量伝票を保管すること。

(6) 使用済みインクカートリッジの回収業務は次に掲げるとおりとする。

- ① 収集箇所数は資料1のとおり5施設（令和4年6月末現在）とする。
- ② 収集日は週1回とする。なお、収集の実施は施設の運営状況に合わせて行う。
- ③ 集積場所に変更（増設を含む）が生じたときは、受託者は本市の指示に従うこと。この場合、業務委託料の変更は行わない。

(事務所)

- 7 受託者は、生駒市内に事務所を置き、収集日の午前7時から午後4時まで連絡の取れる体制を整えること。

(収集運搬車両)

- 8 収集運搬車両については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに自己保有又は継続的に使用できる収集車両を確保すること。
- (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険（任意保険）に加入すること。
- (3) 受託者は、速やかに使用車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに収集運搬車両にかかる次に掲げる書類を提出すること。また、収集運搬にあたっては、本市が配布するステッカーを両側面に貼付する。なお、予備車両を使用する場合も同様とする。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
 - ① 自動車検査証（写し）
 - ② 自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険の証書（写し）
 - ③ 車両保管場所の写真及び見取り図
- (4) ごみが飛散し又は流出する恐れのない車両を使用すること。
- (5) 収集車両の空車車両の測定、それに伴う書類を提出すること。

(収集運搬業務員)

- 9 収集運搬業務員については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の業務員を配置すること。なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき2人以上（運転手1人、収集運搬作業員1人以上）で行うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画を書面で本市に届け出ること。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
- (3) 責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。
- (4) 運転手は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。
- (5) 収集運搬作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両に1名以上は、一般廃棄物収集運搬業務経験を有する正社員を配置すること。

(収集運搬車両保管場所)

- 1 0 収集運搬車両保管場所については以下のとおりとする。
 - (1) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃に支障のない広さを有するものとし、洗車設備を設置する場合は、洗車及び汚水の処理について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
 - (2) 本市は、必要に応じて受託者が使用する機材を検査する。その結果、不備と認められたものについては、受託者は、本市の改善指示に従うこと。なお、これに伴う委託料の増額は認めない。

(収集運搬業務の内容)

- 1 1 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。
 - (1) 受託者は、集積場所の資源物を完全に収集し、かつ、集積場所の周囲の清潔保持に努めること。
 - (2) 収集作業員は、本市の委託業務であることを念頭において、市民に対して常に親切丁寧に応接すること。
 - (3) 排出ルールに違反するごみが排出されていた場合は、あらかじめ示した本市の指示に基づき、本市が提供する違反シールを貼付すること。
 - (4) 収集漏れ、取り残し、収集後の後出しにより本市が収集を依頼した場合は、直ちに対応すること。
 - (5) 受託者は、業務を実施する場合において道路交通法を遵守すること。また、人、車両の通行を妨害しないように心掛け、運搬中は、収集物が散飛及び流出しないような処置を講じること。また、交通規制区域内通行に関しては、事前に警察署長の許可を得るものとし、安全運転に努めること。
 - (6) 交通事故、車両火災が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
 - (7) 受託者が市民から収集業務に関する苦情を受けたときは、受託者が誠意を持って対応するとともに速やかにその内容を本市に報告すること。

(中間処理業務の内容)

1 2 資源物等の中間処理の内容は以下のとおりとする。

(1) 受託者が収集又は清掃センター及びリレーセンターに集積されている資源物等を受託者が確保した施設に搬入し、選別、圧縮、梱包等中間処理を行うこと。

① びんは色分別(白色、茶色、緑青色、その他)、缶はアルミ缶とスチール缶に分別すること。

② われものは、陶磁器製食器、食器以外の陶磁器、ガラス製品、その他のものに分別すること。

③ 有害ごみのうち、乾電池及び蛍光灯は本市が提供する密閉式のドラム缶に入れて、リレーセンター内保管場所に搬送すること。なお、蛍光灯は本市の指示に従い、未破碎蛍光灯と破碎済み蛍光灯に分けてドラム缶に入れること。鏡はリレーセンター内保管場所に搬送すること。

④ 缶のうち、中身が入っているスプレー缶については、受託者負担で処理し、処理後の残液は、適切に処理すること。

⑤ ペットボトルの中間処理は、以下のとおりとする。

㊦ 分別基準適合物として、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、「容リ協会」という。)と再商品化の委託契約を締結した事業者に引き渡すこと。

㊧ 受託者はペットボトルの中間処理にあたっては、「分別基準について PET ボトル」(資料5参照)に基づき、「市町村からの引き取り品質ガイドライン」(資料6参照)に適合すると同時に、容リ協会が実施するベール品質調査において「汚れ・破袋度、容器包装比率判定ランク」、「禁忌品判定ランク」のAランク判定を目指し、業務精度を高めるよう努めること。

㊨ 分別基準適合物の搬出量について、計量器で計測し、記録し、本市へ報告すること。

⑥ 小型金属及び小型家電の中間処理は、以下のとおりとする。

搬出量について、計量器で計測し、記録を本市へ報告すること。また、鉄くず、アルミガラ、雑線、廃家電、その他の物に分別し、資源化すること。

(2) 選別後の可燃物については清掃センターへ搬入し、適正処理困難な物についてはリレーセンターに搬入すること。ただし、適正処理困難なスプレー缶については、本市に返却し処理費は本市が負担する。

(3) びん、缶、小型金属及び小型家電は、受託者自らが適切に売却して資源化し、それ以外の資源物(ごみ袋、残渣も含む)については本市の指示に従うこと。

(4) 選別にあたり、可燃物、不燃物、資源物中の異物の混入については極力その割合を下げるように努めること。また、再資源化できるものは可能な限り再資源化を行うこと。

(5) 中間処理施設については、廃棄物処理法や関連法令を遵守するとともに、飛散、流出及び地下に浸透する恐れのない施設とし、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること。また、引火・火災・爆発事故の防止に努めること。

(6) 中間処理施設に搬出入する収集運搬車両による交通事故を防止するため、安全管理に努めること。

(7) 受託者は、廃棄物処理法第21条第1項に定める技術管理者を置くこと。

(8) 受託者は、次に掲げる書類を書面(任意様式)で本市に提出すること。

① 中間処理施設の概要

② 施設管理及び中間処理作業の責任者並びに従事者名簿及び配置計画

(9) 施設管理及び中間処理作業の責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。

(10) 清掃センターへの搬入は有料道路を通行するが、本業務に伴う通行料は本市が負担する。

(資源化物の売却益)

1.3 受託者が収集した資源物の中間処理後のびん、缶、小型金属及び小型家電等の売却益は、以下に定める基準単価に実績に基づく数量を乗じ、毎月取りまとめて、翌月に本市に納入するとともに、売却量及び売却益をとりまとめた実績報告書を提出すること。なお、びんの売却については、逆有償（売却損）が想定されるが、その場合は缶の売却益と相殺すること。その場合は、売却に要する費用が発生しても、別途費用は支払わない。

(1) びんの基準単価

容り協会の再商品化実施委託単価（売却年度の「ガラスびん」）に市町村負担比率を乗じた額

(2) スチール缶及びアルミ缶の基準単価

日本再生資源事業協同組合市況モニターの売却月の1kgあたりの全国平均単価（「スチール缶プレス」「アルミ缶プレス」）から3円（運搬費相当額）を控除した額

(3) 小型金属及び小型家電の基準単価

日本再生資源事業協同組合市況モニターの売却月の「鉄屑（2級）」の1kgあたりの全国平均単価から3円（運搬費相当額）を控除した額

(本業務実施基準)

1.4 受託者は、廃棄物処理法施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。

(1) 受託者は、作業実施にあたり安全作業マニュアルを作成し、事前に本市の承認を得ること。

(2) 本市は、必要に応じ承認事項を取り消し、又は変更することができる。

(3) 受託者は、毎日の業務実績状況を作業日誌に記録し、その取りまとめた月別実績報告書を翌月に本市に提出すること。

(4) 受託者は、本業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。

(5) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。

(6) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(7) 業務従事者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

(8) 地震や風水害等の災害緊急時の収集作業等については、本市の指示に従って業務を行うこと。

(9) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。

(市施策への協力)

1.5 受託者は、本市の一般廃棄物処理基本計画に掲げるとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。また、本市がごみ減量モデル事業を実施するにあたっては積極的に協力すること。

(社員研修)

- 1 6 受託者は、契約締結後から、分別、収集ルート等の研修、調査、選別等中間処理の研修を受託者の負担で行い、令和5年4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。

(その他)

1 7 業務の引き継ぎ

受託者は、契約期間の終了に際しては、次年度受託者に対し、本市の指示に基づき、速やかに業務の引継ぎを行うこと。

1 8 委託業務内容の変更

本市は、一般廃棄物処理基本計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない状況で本業務の内容を変更するときは受託者と協議する。

1 9 物価変動に伴う委託料の取扱

国内における直近1年間の物価指数の変動率が3パーセント以上となる場合は、必要に応じて翌年度以降の委託料の見直しについて協議を行う。

- 2 0 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の項目に疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。

(添付資料)

- 1、ごみ収集日程
- 2、収集区域図
- 3、地区別収集曜日一覧表
- 4、収集実績等
- 5、分別基準について
- 6、市町村からの引き取り品質ガイドライン
- 7、ごみ収集業務の変更について

令和5年度～ 生駒市ごみ収集日程表

例示列举

毎月 第〇・〇〇〇曜日	びん・缶	無料 透明半透明	空き缶、お菓子の缶、食品のびん スプレー缶
	ペットボトル	無料 透明半透明	ペットボトルマークの付いたペットボトル キャップとラベルはプラスチック製容器包装
	われもの	無料 透明半透明	湯飲み、皿、茶わん、植木鉢、ガラス、ガラス製品 コップ 水そう (陶磁器とガラスは別々の袋)
	有害ごみ	無料 透明半透明	乾電池、充電できる電池、リチウムイオン電池 水銀の体温計、鏡、蛍光灯、電球 「電池、体温計」「鏡」「蛍光灯、電球」に 分けてそれぞれ違う袋に入れてください
	小型金属	無料 透明半透明	なべ、やかん、ほうちょう、スプーン、フォーク その他金属でできたもので45Lの袋に入る大きさ までのもの(それを超える場合は、大型ごみ受付 センター)
	小型家電	無料 透明半透明	時計、ラジオ、電気カミソリ、おもちゃ 電池や電気を使用していた物で45Lの袋に入る 大きさまでのもの(それを超える場合は、大型ごみ受付 センター)

収集日：月曜日から土曜日(祝日を含む)

年間288日(24日/月)

休務日：日曜日、12月29日から翌年1月3日

備考：市内を12地区に分けて、毎月2回収集する

原則として、第1週から第4週に行
う

インカートリッジの回収は市内5施設

生駒市役所

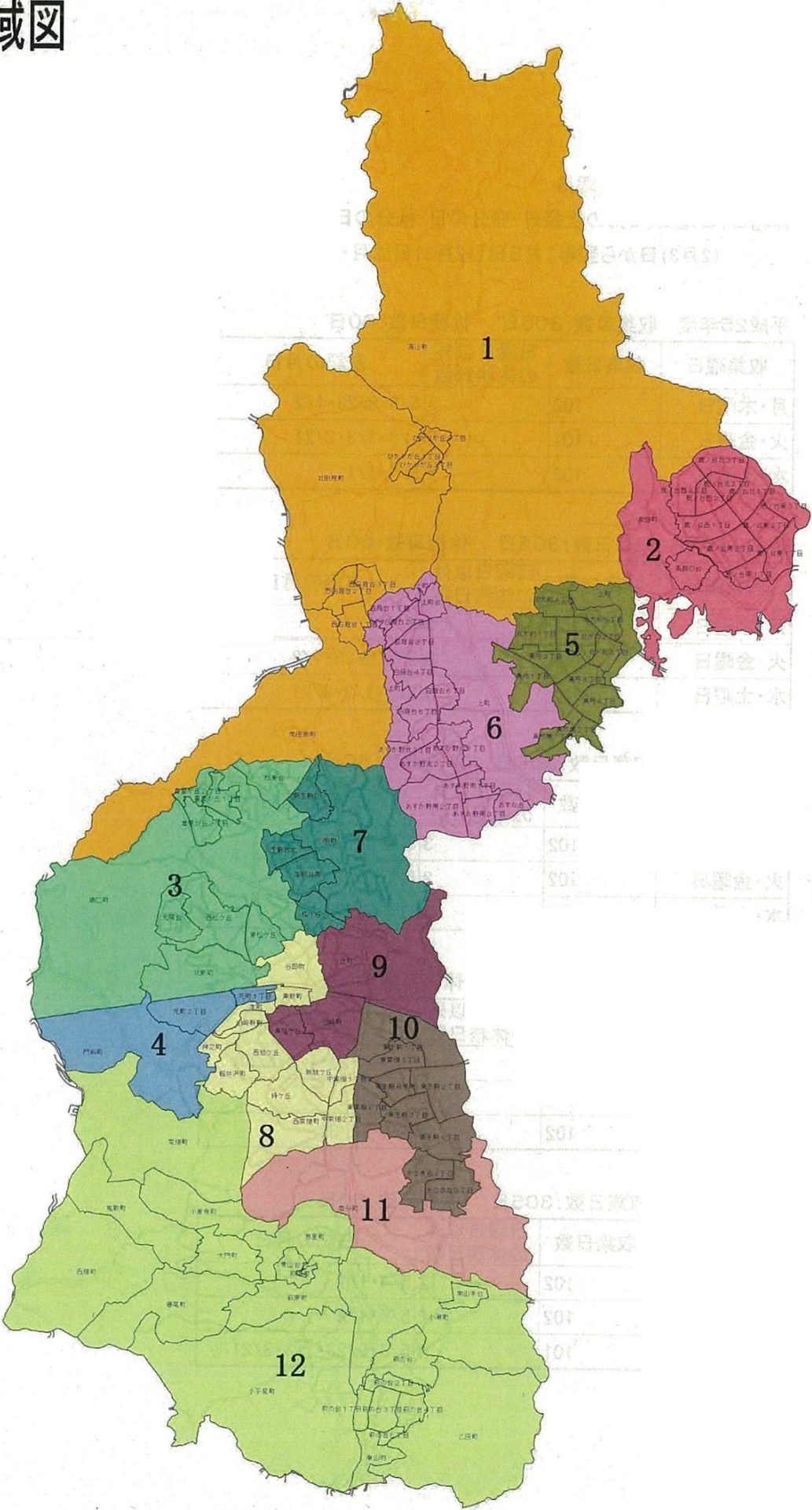
図書会館

たけまるホール

北コミュニティセンター

南コミュニティセンター

収集区域図



地区別収集曜日一覧表

地区	町 名	収 集 曜 日
1	高山町、ひかりが丘、北田原町、南田原町、西白庭台	第1・3水
2	鹿畑町、鹿ノ台、美鹿の台	第2・4土
3	松美台、俵口町、喜里が丘、光陽台、西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町	第2・4水
4	元町、門前町	第1・3土
5	北大和、真弓、真弓南	第1・3月
6	上町、上町台、あすか野、あすか台、白庭台	第1・3木
7	小明町、新生駒台、生駒台北、生駒台南、桜ヶ丘	第2・4月
8	本町、山崎新町、仲之町、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、軽井沢町、西菜畑町、緑ヶ丘、中菜畑、谷田町、東新町	第2・4木
9	辻町、山崎町、東旭ヶ丘	第2・4金
10	東生駒、東生駒月見町、東菜畑、さつき台	第2・4火
11	壱分町	第1・3金
12	小瀬町、萩原町、南山手台、萩の台、東山町、青山台、有里町、小平尾町、菜畑町、小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、藤尾町	第1・3火

※エリアNo.は、「収集区域図」に対応しています。

収集実績等

収集 (kg)	令和元年	令和2年度	令和3年度
びん・缶・われもの・有害	1,969,728	2,066,270	1,991,260
ペットボトル	255,272	273,930	288,740
参考 金属は大型も含む (大型は本業務には含まない)			
金属	3,123	3,215	3,212
家電	13,679	16,777	14,692
処理 (kg)			
アルミ缶	123,067	134,201	116,124
スチール缶	165,556	165,670	142,706
白色ガラス	356,990	353,280	327,680
茶色ガラス	203,900	193,160	189,120
青色ガラス	162,210	192,520	198,870
ペットボトル	255,272	273,930	288,740
ガラスびん残渣	8,925	9,234	7,675

分別基準について P E T ボトル

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物

1. 原則として最大積載量が一万 kilograms の自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 圧縮されていること。
3. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
4. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
5. 洗浄されていること。
6. ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。
7. ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

市町村からの引き取り品質ガイドライン

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

(1) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド 同上同上
②600×400×600mm	30～40kg	
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

(2) ベールの品質低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。

参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項目		参考
ベール状態	① 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③ ベールの解体性	解体が容易であること
再商品化に影響を与えるPETボトル類	④ キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥ 中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧ 異物が入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.5%以下
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪ 材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫ アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭ 紙製容器類	なし
	⑮ その他夾雑物	なし

ごみ収集業務の変更について

業務	収集する家庭ごみの種類		備考
	令和4年度まで	令和5年度から	
資源物収集運搬及び 中間処理業務	びん・缶(無料)	びん・缶(無料)	家電製品を定期回収することにより小型家電回収ボックスは廃止予定
	ペットボトル(無料)	ペットボトル(無料)	
	われもの(無料)	われもの(無料)	
	有害ごみ(無料)	有害ごみ(無料)	
		小型家電(無料)	
		小型金属(無料)	

本市が指定する公共施設等

	名称
1	市民活動推進センター
2	生駒市役所
3	エコパーク21
4	火葬場
5	くろんど池公園
6	高山竹林園
7	人権文化センター
8	男女共同参画プラザ
9	消費生活センター
10	社会福祉協議会
11	フォレスト交流スペース(デイセンター鹿ノ台)
12	小平尾南老人憩の家
13	老人憩の家(元町)
14	総合支援センターあずさ
15	福祉センター
16	市立保育園4園
17	いこま保育園
18	いこま乳児保育園
19	北倭保育園
20	鹿ノ台佐保保育園
21	あすかの保育園
22	あいづ生駒保育園
23	登美ヶ丘駅前ピュア保育園
24	学研まゆみ保育園
25	あいづ壱分保育園
26	ソフィア東生駒保育園
27	ソフィア東生駒保育園分園
28	いちぶちどり保育園
29	市立幼稚園9園
30	子育て支援総合センター
31	こどもサポートセンター
32	小平尾南児童館
33	生駒台学童保育所
34	いこま乳児院
35	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 愛染寮
36	セラビー生駒
37	花のまちづくりセンター
38	山麓公園ふれあいセンター
39	竜田川浄化センター
40	山田川浄化センター
41	水道局(真弓事務所)
42	水道局山崎浄水場
43	市立小学校11校
44	市立中学校7校

	名称
45	市立小中学校1校
46	教育支援施設
47	学校給食センター
48	生駒高等学校
49	奈良北高等学校
50	エンゼル幼稚園
51	学校法人 みどり学園白庭台幼稚園
52	学校法人 佐保短期大学付属幼稚園
53	学校法人 白百合幼稚園
54	北コミュニティセンター
55	南コミュニティセンター
56	たけまるホール
57	鹿ノ台ふれあいホール
58	図書会館
59	生駒駅前図書会館
60	芸術会館
61	ふるさとミュージアム
62	やまびこホール(藤尾町)
63	イモ山公園スポーツ施設
64	総合公園スポーツ施設
65	むかひやま公園スポーツ施設
66	市民体育館(武道館含む)
67	滝寺市営プール
68	井出山スポーツ施設
69	北大和スポーツ施設
70	小平尾南スポーツ施設
71	井出山プール「きらめき」
72	生駒北スポーツ施設
73	消防本部
74	消防署南分署
75	消防署北分署
76	あすか野公民館
77	生駒市公民館松美台分館
78	小平尾南分館
79	もやい館
80	生駒駅前交番
81	いちぶちどりキッズ谷田

・令和4年6月時点での施設。施設数は、新設、廃止等の理由により増減する可能性があります。